

# アクティビティノート 〈第236号〉



2016年9月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1.1. 2016年9月度 相談受付件数 (P.1)
  - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~10)
2. 入手資料の紹介 (P.11)
3. メディア情報から (P.12)
4. 化学製品の成分表示について~その5 家庭用の殺虫剤~ (P.13)

## 1. 相談業務

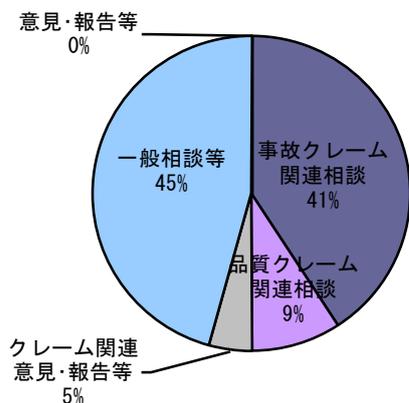
### 1.1. 相談受付件数

2016年9月度 相談受付件数 (8/25~9/23 実働: 20日)

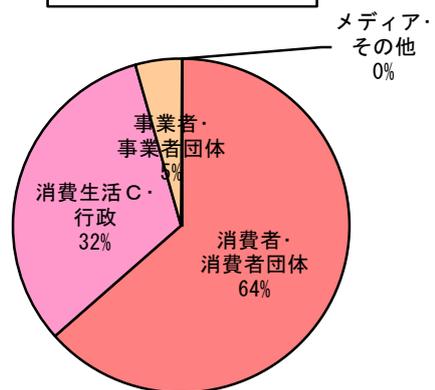
	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	5	2	1	6	0	14	64%
消費生活C・ 行政	4	0	0	3	0	7	32%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	5%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	9	2	1	10	0	22	
構成比	41%	9%	5%	45%	0%		100%

相談内容区分 (改訂 2003年8月)

相談内容別構成比(9月度)



相談者別構成比(9月度)



事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

## 1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感ずる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <業者による壁の除カビ処理によると思われる体調不良> 「自宅室内の壁にカビが目立つようになり、2ヵ月ほど前に、業者に居室や風呂場等のカビ除去を依頼した。しかし、除カビ処理をした後体調がすぐれず、持病の喘息が悪化し、また部屋に白い粉が舞っているように感じている。これは除カビ処理の影響だろうか」との相談を、60歳代の女性から受けている。除カビの作業は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液を水で薄め、カベに塗布して30分程度放置した後に、水拭き、乾拭きを行ったとの事。この様な事があるだろうか。〈消費生活C〉

⇒業者の行った除カビ作業は、使用した薬剤も処理手順も、一般的によく実施される内容です。

この作業の影響が、2ヵ月たった今も残っていると、極めて考えにくいものと思われます。他に体調不良の原因を考えながら、かかりつけの医師に相談されるよう、勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ <新築の住宅に入居後体調不良> 「新築した自宅が10ヶ月前に完成し、8ヶ月前に入居した。しかしその直後から、2階南側の部屋から異臭がし始め、自分は頭痛、鼻血といった症状に見舞われ、幼児は体にジンマシンが出た。工務店に調査を依頼したところ、シックハウス原因13物質のうちスチレンが、厚生労働省の指針値(0.05ppm)の8倍の濃度であった。施工した工務店に、善処を求める」との相談を、中年の女性から受けている。申し出の体調不良はスチレンが原因だろうか。〈消費生活C〉

⇒日本スチレン工業会が発行しているスチレンの安全データシート(SDS)には『ラットの試験において、30ppm濃度のばく露で鼻腔粘膜の変化が見られた』との記載があります。しかし、ご相談の体調不良とスチレンの因果関係については、専門の医師の診断を受けられるよう、勧められてはいかがでしょうか。なお、住宅のトラブルについては、『住まいるダイヤル』(<https://www.chord.or.jp/>)の活用をお勧めします。

- ◆ <隣家の殺虫剤によると思われる体調不良> 「最近、アパートに引っ越したところ、体調不良に悩まされるようになった。これは隣家を使用している殺虫剤等が、自宅に流れ込んでいるためではないかと考えている。自宅の空気、或いは空気清浄機に付着している成分を分析して、

隣家が使用していると思われる殺虫剤の流入を証明できないか。」との相談を、50歳代の男性から受けている。このような分析は、可能なのだろうか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/](http://www.kokusen.go.jp/test_list/))、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、検査対象成分が特定できていない場合、検査が不可能な事もあります。空気中に浮遊している、あるいはフィルターに付着している多種でかつ微量な成分の中から、当該殺虫剤に由来すると考えられる成分を同定することは、極めて困難な作業と思われます。

- ◆ 〈パラジクロロベンゼンで体調不良〉 「自宅の納戸にチャタテムシが大量発生したため、インターネットで調べて、防虫剤のパラジクロロベンゼン (p-DCB) を大量に置いた。しかし、虫は一向に減らず、自分はp-DCBの異臭で気分が悪くなった。納戸のp-DCB臭を消し去る方法はないか」との相談を、50歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒p-DCBはシックハウス症候群の原因物質ともいわれ、高濃度の蒸気は、目や気道を刺激します。納戸のp-DCB臭を除去するためには、納戸に入れた防虫剤を取り除き、風通しを良くして、室内にこもるp-DCBの蒸気を追い出すことが、最も効果的でしょう尚、p-DCBは、納戸の中の物品や壁などに付着していると思われるため、p-DCB臭が完全に消えるには、しばらく時間がかかるかも知れません。

- ◆ 〈デスクマットによるとと思われる机の損傷〉 一年半前に購入した子供机のデスクマットを、半年前に△△社製の〇〇に交換した。しかし、2週間ほど前、掃除するためにデスクマットを持ち上げたところ、マットの裏面がベタついており、机板はザラザラになって一部変色していた。△△社から翌日担当者が来訪し、机の写真とデスクマットを回収して帰った。先ごろ△△社から、「当社製品の欠陥ではない。デスクマットの代金は返金するがそれ以上の対応はできない」と口頭で報告された。高価な机であって、デスクマットによる被害であることは明確なので、この回答には納得がいかない。損害賠償を求めることはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(30歳代の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は軟質塩化ビニル樹脂 (PVC) 製のシートに、キャラクターを印刷した製品です。一般的に軟質PVC製のシートは、使用環境 (温度、時間等) により可塑剤等の添加物が染み出したり、印刷インクが色移りする可能性があります。このような現象を抑えるように加工された製品がある一方、接触する相手側の製品の材質や加工の具合によっては抑えきれない

場合もあり得ます。△△社に、「当社製品の欠陥によるものではない」とする根拠を求められてはいかがでしょうか。併せて、机メーカーにも机の品質や注意表示に問題はなかったかお問い合わせになってみてはいかがでしょうか。

- ◆ <ベッドから異臭> 購入した外国製のベッドから異臭がし、また目がチカチカする。家具屋に話したところ「ホルムアルデヒドが抜けていないのだろう。しばらくすれば異臭も目への刺激もなくなる」といわれたが、2週間たった今も改善されない。使用できるようになるには、まだ時間がかかるものだろうか。化学製品PL相談センターは他の相談窓口から紹介された。(若い女性) <消費者>

⇒ホルムアルデヒドは、木製家具の木板や接着剤に含まれている場合があります。異臭や目への刺激の原因がホルムアルデヒドでしたら、揮発性の高い成分ですので、高温で風通しの良い場所に放置することが、最も効果的です。ホルムアルデヒドは、徐々に減少してゆくことが期待されますが、問題ないレベルにまで除去できる期間は、ベッドの構造や環境等によって異なり、一概には申せません。

- ◆ <吊り下げ型虫よけ剤のニオイで体調不良> 自宅は一戸建てだが、隣人が玄関口に吊り下げている虫よけ剤のニオイで体調不良になり困っている。隣人は香りの強いタイプの虫よけ剤を5、6個設置しており、風の流れて自宅にニオイが流れてくる。ニオイを感じる度に気分が悪くなり、腹痛を覚える。隣人には撤去の申し入れをしているがけんか腰になり聞き入れてもらえない。どうしたらよいただろうか。同じような相談を化学製品PL相談センターで受けていないか。(30代くらいの女性) <消費者>

⇒当センターにも、ニオイによる体調不良の相談は寄せられています。ニオイの感受性は個人差が大きく、なかなか周囲に理解して貰えない難しさがあるようです。隣人が虫よけ剤を使うことは違法行為ではありませんので、ご自身の窮状をよく理解して貰い、隣人が受け入れやすい対策、例えば虫よけ剤を香りの弱いタイプのものに替えて貰う、個数を減らして貰う等を提案してみてもはいかがでしょうか。

- ◆ <DIYで漆喰を塗って化学やけど> 天然素材で安心・安全と謳っている〇〇社の漆喰△△を使って、半月ほど前に部屋の壁塗りをした。成分は天然素材で安心とのことだったので、9才の娘に手伝わせたところ、作業中に漆喰液が手に付いたらしく、火傷のようになってしまった。医師に診てもらったところ、全治1ヶ月で、痕が残るかも知れないと言われた。メーカーには申し出ているが、当社の製品に問題はないと言うばかりで埒があかない。明日、弁護士に相談する予定だが、何かいいアドバイスは無いただろうか。(30代くらいの男性) <消費者>

⇒漆喰は消石灰（水酸化カルシウム）を主成分とする壁材で、強いアルカリ性を有し、皮膚に対する刺激性や眼に対する重篤な損傷性があります。皮膚に付いてそのまま置かれたことで、化学火傷を起こした可能性があります。PL法では製造物に欠陥があったかどうかは問題になりますが、本件の場合、「指示・警告上の欠陥」があったかどうかはポイントになると思われます。製品に掲載されていた使用方法や使用上の注意にどの程度安全への配慮がなされていたかをよく整理した上で、弁護士面談に臨まれてはいかがでしょうか。

- ◆ <組み立て家具で喉に違和感>2週間ほど前に△△社で、子ども用のおもちゃ入れを買って、昨日組み立てた。この組み立て家具は無垢のパイン材で表面はアクリルラッカー塗装がされている。組み立てた夫は何ともないのだが、私は2時間後くらいから喉に違和感が出た。△△社に問い合わせたところ、新しい家具は材料のニオイが残っていることがあるので、暫く通気をしてニオイを抜いてから使うように言われた。ニオイさえ抜ければ安心して使えるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（若い女性）〈消費者〉

⇒新しい家具は、使われている素材や接着剤、塗装などから微量のホルムアルデヒドや有機溶剤が放出され異臭を感じる場合があります。放出されている成分と量によっては健康に影響が出る場合もあります。異臭を取ってからご使用になることをお勧めします。異臭をとるには、「風通しの良いところでしばらく天日干しをする」等の方法が良いでしょう。

#### ◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <黄変した除菌シートの安全性> 先日、ドラッグストアで購入した△△社の除菌シート〇〇を、早速開封してテーブルや床の拭き掃除に使用した。しかし、数枚目を取り出した際、シートが黄変していることに気づき、△△社に連絡した。△△社は商品を回収し分析して、「黄変した部分には、燐酸カルシウムが少量検出された。混入した原因はわからない。雑菌の繁殖もなく、人体に影響はない」との連絡を受けた。我が家には幼児もいるが、安全という話を信用してよいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターより紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒リン酸カルシウムは、人体の骨格にも含まれている化合物です。黄変の原因が特定できていないため、断定的なことは申せませんが、雑菌の繁殖もないとのことですので、過度に心配されることはないものと思われます。

- ◆ <油污れ用つけ置き洗剤の安全性>台所のレンジフードの油污れに、〇〇社のつけ置き洗剤△△を使用したところ、レンジフードのフッ素樹脂塗装が剥がれてしまった。とても強い洗剤成分が使われていて、フッ素樹脂と反応して有害物質が生成したりしないのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。(30代くらいの女性) <消費者>

⇒△△は酸素系漂白剤にも使われている過炭酸ナトリウムを主成分とした、弱アルカリ性の粉末タイプの洗浄剤です。洗浄剤を溶かした洗剤液に、レンジフードなどをつけ置きして洗浄します。つけ置くことで、アルカリ成分が汚れを浮かび上がらせ、酸素の泡で引き剥がしますが、このとき、レンジフードの塗装面が熱や油で傷んでいると、一緒に剥がれてしまうことがあります。被塗装面との接着が弱くなった塗装が、アルカリと酸素の力で物理的に剥がれ落ちるだけですので、危険な有害物質が出来るようなことはありません。

#### ◆ クレーム関連意見・報告

- ◆ <お菓子里に同梱された脱酸素剤が発熱> 昨日、菓子袋を開けて手に持っていたところ、手のひらが熱く感じ、袋の中の『脱酸素剤』が発熱していた。菓子メーカーに問い合わせると、「使い捨てカイロと同じようなもので、発火の恐れはない」とのことであった。しかし、子供が手にすることもあり、低温やけどの危険性もあるのではないかと。製品にはその旨、明確に注意書きするよう、指導してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒脱酸素剤のうち、鉄系の金属を配合した製品では、使い捨てカイロ同様、空気に触れると、ほのかに発熱するものもあります。現状は、脱酸素剤の表示に関する規定はありません。当センターは民間の機関であるため、個別の事業者の商品表示等について指導できる立場にありません。本件は消費者庁等しかるべき行政機関にご相談ください。いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

#### ◆ 一般相談等

- ◆ <蛍光灯ソケットが発熱して異臭> 「自宅で使用している蛍光灯のソケットが発熱し、異臭がした。蛍光灯はメーカーが無償で交換したが、異臭に伴い発生したガスを、自分は吸い込んでいると思う。このガスは人体に有害ではないのか」との相談を、40歳代の男性から受けている。メーカーの説明では、当該部分はPBT樹脂製で、熱分解すると安息香酸等の物質が、ガス化

する可能性があるという。この物質の安全性がわかるか。また、相談者が希望すれば、化学製品PL相談センターを紹介してよいか。〈消費生活C〉

⇒PBT樹脂はポリブチレンテレフタレート樹脂とも呼ばれ、機械的特性、電気的特性や耐熱性等に優れた樹脂です。高熱にさらされると熱分解し、安息香酸やテレフタル酸のエステル類等が生成すると言われています。これらの物質は、その安全データシートによれば、目や皮膚に刺激性があるとされていますが、お問合せの状況では、発生してもきわめて微量で、健康への影響は心配するに及ばないと思われます。化学物質の安全性に関しては、当センターでもある程度の説明が可能ですので、ご希望でしたら当センターをご紹介ください。

- ◆ 〈窓際に置いたナフタレンの安全性〉「うっかり、防虫剤のナフタレンを窓際に置いたままで出掛けてしまった。ナフタレンが変質したりして危険なことはないだろうか」という相談を30代くらいの女性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒ナフタレンは常温では白色固体で昇華性があるため、固体状態のまま徐々に気化していきます。窓際に置かれたということで気温の上昇が考えられますが、融点は80℃であるため、融解（液化）はせず、固体状態を維持していると考えられます。通常、昇華した気体で身体に影響が出るとは考えられませんが、特異な刺激臭がありますので、帰ったらよく換気をしておくとよいでしょう。

- ◆ 〈入れ歯安定剤の使用期限表示〉「入れ歯安定剤を使っているが、口に入れるものであるにも拘らず、どこの製品にも使用期限の表示がない。これはいかがなものか。」との相談を高齢の男性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒入れ歯安定剤は正式には義歯床安定用糊剤という名称で、薬機法の「医療機器」に該当します。使用期限の表示は厚生労働大臣により指定された医療機器にのみ義務付けられており、入れ歯安定剤はこれに該当しないため表示義務はありません。

- ◆ 〈重曹で肌の消臭〉 50歳代の夫が最近、「足を消臭する」と言って、重曹水にしばらく足をつけるようなことをやっている。インターネットで得た情報のようで、重曹は百円ショップで、掃除用のものを購入しているらしい。この様な行為は、効果があるのだろうか。かえって、体に良くないのではないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒当センターには、重曹による消臭効果に関する知見はありません。重曹の水溶液は、弱アルカリ性を呈するため、ニオイの元が酸性物質の場合はこれを中和する可能性はあるでしょう。しかし、当センターは、ニオイに関する専門的な知識は持ち合わせていないため、ニオイ低

減効果の有無は判断できません。

- ◆ <浴室のハウスクリーニングで使われた洗剤の安全性>先日、ハウスクリーニング業者に浴室のカビ取りをしてもらった。業者が使った洗剤の安全性が気になって、インターネットで調べてみると、次亜塩素酸ナトリウムが主成分のアルカリ性の洗剤が使われていた。赤ちゃんがいるのだが、残留した成分が悪影響を与えるようなことはないだろうか。ハウスクリーニング後、特にニオイなどが残っている訳ではなく、赤ちゃんにも変わった様子はない。化学製品PL相談センターはインターネットで調べて知った。(若い女性) <消費者>

⇒ハウスクリーニング業者が使用した洗剤は、カビ取り剤として一般に販売されている製品と同様のものです。主成分の次亜塩素酸ナトリウムは、台所や洗濯で使われる塩素系漂白剤にも使われており、これらはいわゆる塩素系製品と呼ばれています。塩素系製品は酸性の製品と混ざると、有害な塩素ガスが発生することから、家庭用品品質表示法で製品に、「まぜるな危険」の表示をすることが義務付けられています。また強いアルカリ性ですので、皮膚に付いたり目に入ったりすると危険です。しかし、お伺いした限りでは、酸性の洗剤と混ぜられたことはないようですし、ニオイの残留もないとのこと、洗浄後よく水ですすがれているものと思われます。過度にご心配になる必要はないでしょう。

- ◆ <ポリスチレンの安全性> 日常、カップラーメンなどでポリスチレンの容器を手にすることがよくある。ポリスチレンやその原料のスチレンの安全性について、インターネット上にはいろいろな情報があって、よくわからない。ポリスチレンの容器は、人体に安全なものだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性) <消費者>

⇒ポリスチレンはスチレンを重合して作られるプラスチックで、食品包装材料として多く使用されています。日本スチレン工業会のホームページには、以下のようにその安全性が記載されています。(http://www.jsia.jp/anzen/index.html) 「ポリスチレン自体は化学的にも安定で、無害です。誤って食べたとしても消化吸収されずそのまま体外に排出されます。また、ポリスチレン中にはスチレンなどが極少量存在していますが、ポリスチレン食品容器から溶出する程度では人の健康への影響はないことがわかっています。」

- ◆ <フッ素加工フライパンの過熱>フッ素加工フライパンを過度に加熱すると有害な物質が発生すると聞いた。普段、IH調理器で料理をしているが、強火で使うことも多い。過熱により有害物質が出るようなことはないのだろうか。化学製品PL相談センターは過去にも利用したことがある。(30代くらいの女性) <消費者>

⇒通常の調理での調理器具温度は150～190℃くらいです。内閣府の「食品安全委員会」がフッ

素樹脂についてまとめたファクトシート（科学的知見に基づく概要書）によれば、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはリスクはないが、360℃以上に加熱すると、有害な蒸気が発生する可能性があるとしてされています

([https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02\\_fluorocarbon\\_polymers.pdf](https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf))。また、IH調理器にはサーモスタットによる過熱防止が働きますので、通常の調理であれば問題ありません。ただし、空焼きや空焚きをした場合、短時間で高温になることがあるので注意が必要であり、日本フッ素樹脂工業会ではwebサイトで「フッ素樹脂が使われている調理器具の使用上の注意」を掲載しています(<http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling.pdf>)。

- ◆ <住まいの除菌剤の安全性> △△社の住まいの除菌剤〇〇を、キッチンのシンクの消毒に一年ほど使用した。シンクを洗った後〇〇を流しかけ、そのまましばらく置いて、食器洗いなど通常の家事をした。今になって、〇〇の使用方法では『かけて数分後に洗い流す』となっていることに気がついた。洗い流さずにシンクを使用していて、〇〇の成分が食器などに付着し、家族の健康に悪影響を及ぼすようなことは無いだろうか。△△社に電話したところ「問題ない」といわれたが、不安である。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。

(中年の女性) <消費者>

⇒〇〇は、塩素系漂白剤と同じ成分からなる除菌剤です。ご相談いただいた使用方法であれば、通常のシンク使用の間に成分濃度は十分希釈されていると思われます。ご心配には及ばないでしょう。高濃度の原液が手についたまま放置しておくと、皮膚が赤くなるようなこともありえますので、〇〇をお使いの際は炊事用手袋の着用をお勧めします。

- ◆ <化学物質過敏症に対する家族の理解を得るには>自分はアレルギー体質で、以前から化学物質過敏症に悩まされており、アレルギー科の専門医にも診てもらっている。昨年結婚し、夫の両親と同居しているが、嫁ぎ先の住環境が悪い。タバコのヤニが部屋に染み付いており、パラジクロロベンゼン系の防虫剤を多量に使っていて部屋にもニオイが漂っている。そのせいで化学物質過敏症が悪化し、常に体調が悪い状況が続いている。夫を通して、改善を申し入れているが、義両親の理解が得られず困っている。理解を得る良い方法はないだろうか。化学物質過敏症支援センターや保健所には既に相談しており、化学製品PL相談センターは保健所の紹介で知った。(50代女性) <消費者>

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療方法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要がありますが、そのためにはご家族の理解は重要です。専門医に掛かっているとのことですので、その医師にあ

あなたの現状や改善に向けての手立てを家族に説明してもらってはいかがでしょうか。またご自身から、家族に説明するのであれば、公害等調整委員会が平成20年に出した報告書 ([http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/052/tokushu\\_52\\_2.pdf](http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/052/tokushu_52_2.pdf))、がありますので参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <モバイル用充電器の仕様について>中国からの輸入で、モバイル機器用の充電器の輸入販売を検討している。日本未販売の製品を取り寄せてみたところ、外装のプラスチックの角が立っており、ケガをするほどではないが、握ると痛い。日本で販売するに当たって、こういった製品の仕様について、法的な規格はないのだろうか。またクレームがきた場合、輸入販売元の責任はどう考えたらよいのだろうか。化学製品PL相談センターは東京都の製品安全関連部署から紹介された。(40代くらいの男性) <事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。また、充電器の外形仕様に関することは、当センターの専門外になります。家電製品PL相談センターに問い合わせてみてはいかがでしょうか。製造物責任（PL）を問われるかどうかについては、輸入業者もPL法の製造者に該当しますので、製品の欠陥に由来する事故の場合、責任を問われる立場にあります。

## 2. 入手資料の紹介

—2016年9月度に化学製品PL相談センターで入手した主な資料をご紹介します。  
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2016年8月度）」
2. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2016. 8
3. 家電製品PLセンター「インフォメーション《2016年8月度》」
4. 日本司法支援センター「ほうてらす」Vol. 38
5. 一般財団法人消費科学センター 「消費の道しるべ」9月号
6. 日本石鹼洗剤工業会 広報誌「CLEAN AGE」No. 247

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）
  - ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。）
  - ・お申し込みはE-mail（[PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)）で。  
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
    - ① ご氏名（フリガナ）
    - ② お勤め先（フリガナ）
    - ③ ご所属・お役職・ご担当など
    - ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡いただきました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

### 3. メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

\*厚生労働省は、食器やトレーに使用できる化学物質を定める「ポジティブリスト制度」の導入を検討。具体的な実施方法を今年度中にまとめるべく、有識者からなる検討会で議論を始めた。(8/24 朝日)

\*消費者庁は、同庁と国民生活センターの徳島県移転を継続検討。同県内に拠点を設けていくつかのモデル事業を行うための費用を、来年度予算に計上する。(8/31 朝日、9/3 毎日)

\*米食品医薬研究局(FDA)が抗菌作用のあるトリクロサンなど19成分を含むせっけんの販売を停止したことを受け、厚生労働省は国内で流通している「薬用せっけん」の実態調査に乗り出す。(9/8 朝日)

\*国立科学博物館は、「未来技術遺産」に、酵素を配合した合成洗剤「トップ」など16件を追加すると発表。「トップ」は洗浄力と環境面の安全性が当時市場で評価された。(9/7 各紙)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

.....★ 出前講師のご案内 ★.....

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当 : 登坂(トサカ))

# 化学製品の成分表示について

## その5 家庭用の殺虫剤

前号に続いて、家庭で使う殺虫剤の成分表示を整理しましょう。

### 殺虫剤の種類

家庭用の殺虫剤は、害虫の種類や製品の構造によって、表示方法を規定する法律が変わります。

家庭用の殺虫剤では、対象とする害虫を大きく2種類に分類しています<sup>1)</sup>。

「衛生害虫」… 感染症を媒介する害虫。蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、ダニ等

「不快害虫」… 見た目に不快感を与える害虫。クロアリ、シロアリ、ハチ、ムカデ、クモ等

これ以外にも、シロアリなどの「木材害虫」、衣料用防虫剤が対象とする「衣料害虫」や、農作物に対する「農業害虫」等があります。関連の業界団体である「生活害虫防除剤協議会」では、これらのうち「不快害虫」、「木材害虫」、「衣料害虫」等を総称して「生活害虫」と呼んでいます。

### 殺虫剤の成分表示

衛生害虫を対象とする殺虫剤は、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以降『薬機法』と略称）の規制を受けます。そのため、成分表示についても『薬機法』に従った表記が求められています。特に、くん煙剤や全量噴射式エアゾールといった薬剤を一度に散布する構造の殺虫剤や、有機リン系の薬剤を用いた製品については、薬機法の中で「医薬品」に分類され、有効成分の名称と分量の表示が義務付けられています。それ以外の衛生害虫を対象とする殺虫剤は、「医薬部外品」に分類され、厚生労働省告示で指定された成分についての表示義務があります。更に、「日本家庭用殺虫剤工業会」では、医薬部外品に分類された殺虫剤の表示について自主基準を制定し、有効成分についてその全成分の名称と分量を表示し、またその他の成分についても成分名あるいは用途名を表示することと取り決めています。

一方、不快害虫などの生活害虫を対象とする殺虫剤については、法律上は雑貨であって、成分表示に関する規定はありません。そこで、業界では「生活害虫防除剤協議会」を組織して、『家庭用生活害虫防除剤の自主基準』を制定し、製品の有効成分を、一般的名称あるいは通称または略称で表記することとしています。

対象害虫	剤型例 [有効成分]	表示に関する規制	成分表示の内容
衛生害虫 (蚊, ハエ, ゴキブリ, ノミ, トコジラミ, イエダニなど)	くん煙剤, 全量噴射式エアゾール 〔ピレスロイド, 有機リン剤, カーバメート剤〕	薬機法 (医薬品)	有効成分の名称, および分量
	蚊取線香, 電気蚊取, ファン式蚊取, エアゾール剤, 粉剤 〔ピレスロイド〕	薬機法 (医薬部外品) 生活害虫防除剤の 自主基準	有効成分の名称 および分量, その他の成分の名称 あるいは用途名
不快害虫 (クロアリ, ハチ, ユスリカ, ケムシ, ムカデ, クモなど)	エアゾール剤, 粉剤 〔ピレスロイド, 有機リン剤, カーバメート剤〕	家庭用生活害虫防 除剤の自主基準	有効成分の名称
衣料害虫 (ヒメカツオブシムシ, コイガなど)			
建築害虫 (シロアリなど)			

出典)

1) 家庭用殺虫剤概論Ⅲ 日本家庭用殺虫剤工業会より

<http://www.sacchuzai.jp/static/pdf/gairon.pdf>